

## 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。

### 第一 構成

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会(以下「技術連絡会」という。)は、別表第1の機関名欄に掲げる機関ごとに、当該機関の長がその職員の中から指名した同表の人数欄に掲げる人数の委員をもって構成する。

### 第二 所掌事務

技術連絡会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 環境放射能測定の基本計画及び実施要領の策定に関すること。
- (2) 環境放射能測定結果の評価・解析に関すること。
- (3) 環境放射能に関する情報交換に関すること。
- (4) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (5) 原子力発電所の安全性に係る事故・故障等に関すること。
- (6) その他安全確保及び信頼性向上のため特に必要と認められること。

### 第三 学識経験者等の意見の聴取

技術連絡会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

### 第四 議長

1. 技術連絡会に議長を置く。
2. 議長は、福島県生活環境部次長(県民安全担当)をもって充てる。
3. 議長は、技術連絡会及び第六の規定に基づく幹事会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

### 第五 安全対策部会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第4号から第6号までに掲げる事項について協議を行わせるため、安全対策部会(以下「部会」という。)を置く。
2. 部会に属すべき委員は、別表第2の機関名欄に掲げる機関の長が、それぞれ同表の人数欄に掲げる人数を指名する。
3. 部会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。
4. 部会長は、福島県生活環境部原子力安全対策課長をもって充てる。
5. 部会長は、部会の会議を招集し、議事の運営に当たる。
6. 部会長は、部会長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。
7. 技術連絡会は、部会の協議をもって技術連絡会の協議とするものとする。

### 第六 幹事会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第1号から第3号までに掲げる事項について事案の整理を行わせるため、幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表第1の区分欄の甲及び丙の職員の中から議長が委嘱する。

## 第七 技術連絡会等の開催

- 1．技術連絡会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
- 2．部会は、必要の都度開催する。
- 3．幹事会は、必要の都度開催する。

## 第八 報告等

- 1．技術連絡会は、甲及び丙の環境放射能の測定結果を評価したときは速やかに甲、乙及び丙に報告するものとする。
- 2．技術連絡会は原則として毎年、前年度に係る環境放射能の測定に関する評価の結果を報告書としてまとめ、甲、乙及び丙に提出するものとする。
- 3．技術連絡会は、部会において協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

## 第九 補 則

- 1．技術連絡会の事務は、福島県生活環境部原子力安全対策課で行う。
- 2．この要綱に定めるもののほか、技術連絡会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

## 附 則

- 1．この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
- 2．昭和51年4月1日に定めた福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱は、廃止する。

平成6年4月1日 一部改正

平成9年6月30日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成14年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

別表第1 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

区 分	機 関 名	人 数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
	福島県環境センター	1
	福島県環境医学研究所	1
	福島県水産試験場	1
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楢葉町	2
丙	東京電力株式会社本店	2
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	2
	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	2

(福島県生活環境部の人数には議長を含む)

別表第2 安全対策部会

区 分	機 関 名	人 数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楢葉町	2

(福島県生活環境部の人数には部会長を含む)